



国 監 告 第 4 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 4 年 11 月実施の随時監査
における指摘事項の措置について、別紙のとおり公表します。

令和 5 年 2 月 7 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

(写)
国政経発第238号
令和5年2月1日

国立市監査委員 庄 司 雅 様
国立市監査委員 青 木 淳 子 様

国立市長 永 見 理 夫

随時監査における指摘事項の措置について（通知）

令和4年12月15日付け国監発第28号により提出がなされた件について、
下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 指摘事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 行政管理部 職員課

担当部局長 行政管理部長 藤崎 秀明

以上

【指摘事項】

令和4年9月20日に実施した令和4年8月分例月出納検査で質問した歳入歳出外現金の住民税の残高の内容について、2か月を経過しても明確にならなかった。担当課では平成31年4月以降残高確認を行ってなかったということである。

歳入歳出外現金の住民税は、会計事務規則第93条第2号保管金に規定され、市が一時的に預かる現金ではあるが、その出納及び保管は、地方自治法施行令第168条の7第3項において、歳計現金の出納及び保管の例により、これを行わなければならないと規定されており、歳計現金に準じた厳正な事務処理を行うことが求められている。

回収（または返還）すべき住民税について、時間の経過により、回収（または返還）不能となると、その経費を市が負担しなければならなくなる状況も考えられる。一日も早く不明金の内容を追究し、回収（または返還）の手続きをされたい。そして再発防止に向けての対策を講じられたい。

措置前の状況

過去の処理の中で間違った可能性がある住民税の処理（例：育休中に発行された納付書の入金状況の確認等）を抽出し、確認作業を進めて参りましたが、11月の随時監査時には残高と一致しない状況となっていました。

措置の内容

平成31年4月分から令和4年12月分の住民税までの住民税について、職員個々の住民税額と給与からの控除額（納付書での納付者は納付額）を付け合わせて、調査を行いました。調査で判明した誤りがあった住民税の処理について、返金・控除等を行えば、12月時点の残高と一致する状況となっています。

調査結果は、念のため、再度精査を行いますが、誤りが確定している住民税については返金・控除等の処理を進めていきます。また、既に退職済みの職員もいますので、丁寧な案内を行っていきます。

今後は、再発防止に向け、住民税支払い後の残高とその内訳確認を行うようにいたします。

【参考】過去の誤った処理の件数・金額^{※1}（令和5年1月20日時点）

科目誤り	39,102円（1件）
職員に返金	41,909円（3件）
未納付	5,800円（1件） ^{※2}
その他	8,300円（1件） ^{※3}

※1 令和4年11月の監査から現在までの間に2件9,600円を職員に返金済み。

※2 今後、報酬からの控除等について説明を行う予定。

※3 退職済みの職員。他自治体に市が余分に納付している。余分に納付した分は他自治体から本人に送金されている。今後、本人に連絡を取り、返金の依頼を行う予定。